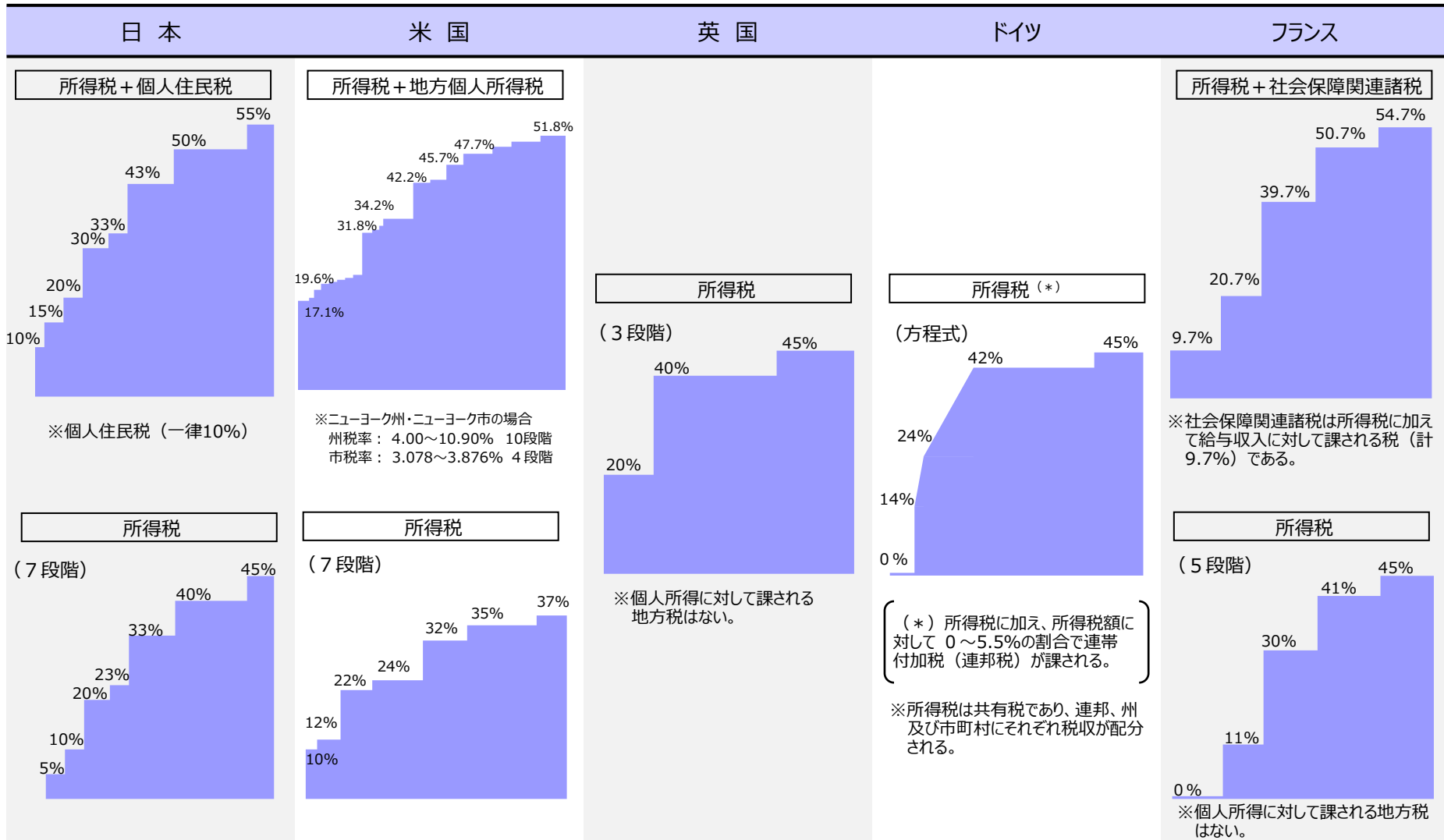


主要国における個人所得課税の税率構造の国際比較（イメージ）

（2022年1月現在）



- （注1）日本については、2013年（平成25年）1月から2037年（令和19年）12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。
- （注2）フランスでは、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値（単身者：25万ユーロ、夫婦：50万ユーロ）を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。
- （注3）ドイツの連帯付加税については、単身者の場合、所得税額16,956ユーロ以下：0%、16,956ユーロ超～31,527ユーロ以下：所得税額と16,956ユーロとの差分に11.9%、31,527ユーロ超：所得税額全部に5.5%という形で計算され、税額が増加するように設計されている。